

## 鳴門市学校給食だよりへの有料広告掲載に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、鳴門市有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）第5条に基づき、鳴門市学校給食だよりに民間企業等の広告を有料で掲載すること（以下「広告掲載」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の募集方法)

第2条 広告掲載の募集は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 広報紙又は市公式ウェブサイト等の広報媒体を活用して広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を公募する方法
- (2) 広告掲載の募集及び応募の受付、掲載する広告（以下「広告」という。）の選定、広告データ（広告掲載の内容を特定するもの。以下同じ）の作成に係る業務を、広告代理店等の広告取扱業者（以下「広告取扱業者」という。）に委託する方法
- (3) 広報紙又は市公式ウェブサイト等の広報媒体を活用して広告主及び広告取扱業者を同時に公募する方法

### (広告掲載の申込み)

第3条 前条第1号及び第3号に規定する広告主は、広告掲載申込書兼見積書（様式第1号）により、市長に申込みを行うものとする。

2 前条第2号及び第3号に規定する広告取扱業者は、広告主の募集を行い、様式第1号により、市長に申込みを行うものとする。

### (広告主及び広告取扱業者の決定方法)

第4条 広告主及び広告取扱業者の決定方法は、広告掲載申込書兼見積書等の提出をした広告主又は広告取扱業者のうち最も高い広告掲載料見積金額を提出した者とする。ただし、要綱、第8条及び第9条の規定により広告掲載が適当でない広告主及び広告取扱業者の広告掲載申込書兼見積書等は無効とし、次に高い金額を提示した者に決定するものとする。

2 同一の広告媒体について、設定する広告枠以上の申込があった場合には、1枠あたりに最も高い広告掲載料見積金額を提示した申込者を広告主に決定するものとする。

3 最も高い見積金額を提示した申込者が2者以上ある場合は、別途指定する日時に実施する抽選により決定するものとする。

### (広告の選定)

第5条 広告取扱業者は、広告掲載の申込みがあったものの中から、要綱、第8条及び第9条の規定に従い広告を選定する。

2 広告取扱業者は、前項により選定した広告が広告枠（広告掲載のために設定した鳴門市学校給食だよりの紙面上の枠。以下同じ。）の数を超える場合、次の優先順位により広告を選定し、同順位のものがある場合は、抽選により選定するものとする。但し、広告枠を効率的に活用できないと考えられる場合はこの限りではない。

- (1) 営利を目的としない広告又は公共的性格のある広告
- (2) 市内に事業所等（本社、支社、営業所、店舗等）を有する者に係る広告

### (3) 前各号に掲げる以外の広告

#### (広告データ等の作成・提出)

第6条 広告主又は広告取扱業者は、広告データ等を市の指定した形式で作成し、市の指定した場所及び期日までに提出することとする。

#### (広告掲載の審査・承認)

第7条 広告主又は広告取扱業者が提出した広告データの広告掲載の適否について、要綱第8条に基づく広告掲載審査委員会において、第8条及び第9条の規定に従い審査を行い、広告掲載については、この審査結果に基づく市の承認を受けなければならない。

- 2 市は、審査の結果、必要に応じて広告主又は広告取扱業者に当該広告の全部又は一部について広告掲載の中止や修正等を求めることができるものとする。この場合において、正当な理由がなく広告掲載の中止や修正等に応じないときは、当該広告の全部について広告掲載を中止するものとする。

#### (広告の内容等)

第8条 広告の内容は、鳴門市学校給食だよりの公共性及び品位、信頼性を損なう恐れのないものとし、要綱第4条第1項各号のいずれかに該当するものは、広告の対象としない。また、食育の推進や教育委員会が所管する公立学校の教育活動等との関係を鑑み、ファーストフード企業や私立学校、学習塾、教材、家庭教師等に関する広告及びその他教育現場にふさわしくない広告についても対象としない。

- 2 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者、市の指名停止措置等を受けている者及び市税滞納者等の広告は掲載できない。
- 3 国、地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共のために行う広報にあたるものについては、広告の対象としない。

#### (広告の禁止及び制限)

第9条 広告は、市の情報と錯誤する恐れのある表現や画像、その他広告の表現として適当でないと認められる場合は、原則としてこれを禁止する。

- 2 広告の表現等で閲覧者に不快感を与える恐れがあると認められる場合は、その内容を制限することができる。

#### (広告掲載料の支払い)

第10条 広告主又は広告取扱業者は、広告掲載料を市の指定する期日までに掲載期間分全額を一括で支払わなければならない。ただし、次の各号に該当する場合、納付済みの広告掲載料は返還できないものとする。

- (1) 指定する期日までに広告原稿が提出できない場合
- (2) 第12条の規定により、広告掲載を取り消した場合

#### (広告掲載の規格)

第11条 広告掲載の位置は、鳴門市学校給食だよりの最下部（B4判片面の場合は、用紙（横向き）の左側最下部、A4判片面又は表裏両面の場合は用紙（縦向き）表面の最下部）（40ミ

リメートル×150ミリメートル) とする。

(広告掲載の取り止め)

第12条 広告掲載の決定後、要綱、第8条及び第9条の規定により広告を掲載することが適当でないと判断される場合は、広告掲載を取り止めることができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

この要領は、平成30年3月1日から施行する。

この要領は、令和8年2月1日から施行する。